

今一度お確かめください

請求書を記入する際は必ず記入例に目を通し、
費用請求を行ってください。

必要提出書類 6 点（確認できたら チェックを記入）

渡航費用（精算払）請求書（様式第 5 号）P 1

- 日付、申請者氏名（支援決定者氏名）、住所、保護者氏名を記入し、保護者氏名の横に捺印がされているか。（氏名の記入はそれぞれの直筆）
- 受験した大学等の名称及び住所は記入しているか。
- 以下の振込先の情報は記入したか。
 - 金融機関の名称
 - 預金の種類
 - 口座番号
 - 口座名義

渡航費用請求書費用内訳（交通費）（別紙 1）P 2 ~ P 4

渡航費用請求書費用内訳（宿泊費）（別紙 2）P 5

通帳の写し

（銀行、支店名、口座番号、名義が記載されているページ）

県外大学等の受験又は進学を証明する書類（別紙 3 に添付）P 6

- 県外大学等へ受験を証明する書類は添付されているか。
例 試験の検定料の領収書、受験票（受験会場、受験者氏名、受験日が記載されているもの）
- 県外大学等へ進学を証明する書類は添付されているか。（※受験時の渡
渡費用のみ請求する場合は不要）
例 進学する県外大学等の合格通知書の写し

渡航の際に支払った費用の領収書（別紙 4 に添付）P 7

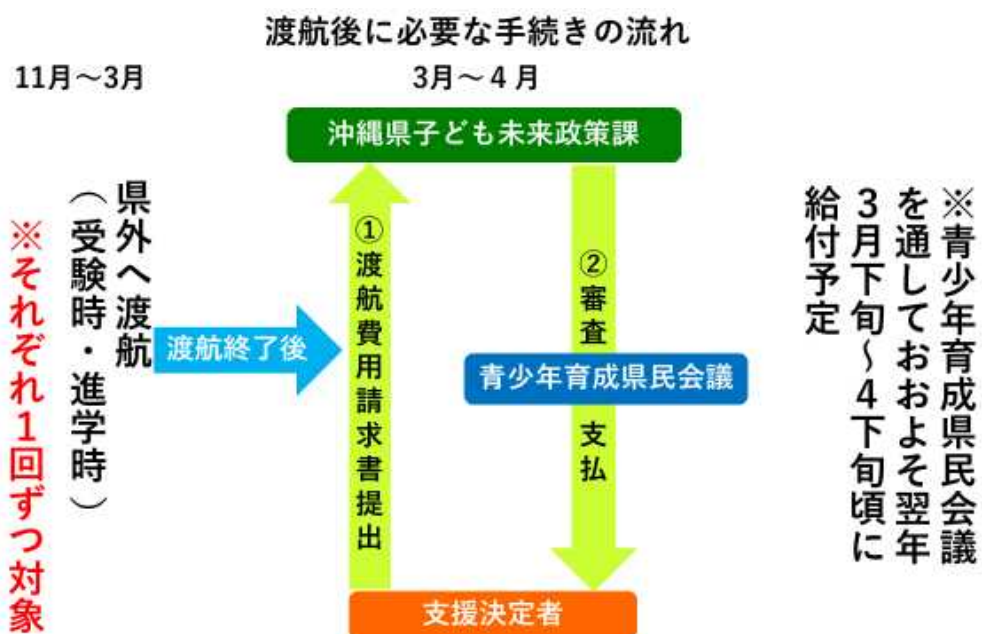
- 領収書は原本を添付しているか。
- 宛名は支援決定者本人になっているか。
- 領収書の発行が困難な場合は（バス賃等）、その他必要な書類が添付されているか。（※該当者のみチェック）
例 路線バスや電車の系統番号、運賃表、IC カード履歴の印字、移動した区間が表示された地図、写真等

令和4年度県外大学等進学サポート事業

渡航費用請求から給付までの手続きについての手引き

1 渡航後の流れについて

渡航後から給付までの流れは以下のとおりです。(下図参照)



2 必要な提出書類

次に掲げる書類を沖縄子どもの未来県民会議事務局（沖縄県子ども未来政策課）へ提出してください。

- (1) 県外大学等進学サポート事業渡航費用（精算払）請求書（様式第5号）
- (2) 渡航費用請求書内訳（交通費）（別紙1）
- (3) 渡航費用請求書内訳（宿泊費）（別紙2）
- (4) 県外大学等の受験又は進学を証明する書類（別紙3に添付）

例1 受験の証明→検定料の領収書、受験票（受験者氏名、受験地が記載されているもの）

例2 進学時→進学する県外大学等の合格通知書

- (5) 渡航時に支払った費用の領収書原本（別紙4に添付）
- (6) 通帳の写し（銀行、支店名、口座番号、名義が記載されているページ）
- (7) その他必要書類（バス賃、電車賃等、領収書の発行が困難な場合）

例 路線バス、電車の系統番号、料金表、区間が表示された地図、写真等

3 書類の提出方法・提出先

(1) 書類の提出方法

ア 郵送

「一般書留」又は「簡易書留」にてお送りください。

(提出期限当日消印有効)

イ 直接持参

(2) 書類の提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁3階)
沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課
(沖縄子どもの未来県民会議事務局 県外大学等進学サポート事業担当あて)
TEL : 098-866-2100 e-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp

4 提出期限

令和5年4月10日(月) ※直接持参の場合期限当日17時必着

5 給付内容

以下に掲げる費用が対象となります。

- (1) 航空運賃、電車賃、モノレール賃及びバス賃
- (2) 宿泊費

ただし、受験時・進学時それぞれの渡航につき各1回ずつの支援(受験のための渡航1回、進学のための渡航1回の計2回まで)を原則とし、支給上限は受験時の渡航費用、進学時の渡航費用あわせて10万円となります。10万円を超える費用については、自己負担となります。

6 給付の時期・給付の方法

(1) 給付の時期

おおよそ翌年3月下旬～4月下旬の期間内に給付予定です。

(2) 給付方法

沖縄県青少年育成県民会議(給付事務担当)を通して支援者本人又は保護者等の口座に直接振込みます。

7 注意事項

(1) 支援の辞退について

支援選定結果通知の交付を受けた後、諸事情により本事業の支援を辞退する場合、速やかに沖縄県子ども未来政策課へ報告し、辞退届(様式第4号)を提出し

てください。

※辞退届の様式は渡航費用請求書と同封してあります。紛失した場合、沖縄県子ども未来政策課のホームページにデータを掲載しているので各自ダウンロードしてください。

(2) 支援対象者について

支援の対象は原則として本人のみとします。

(3) 渡航費用給付について

前述の通り、渡航費用の給付事務については沖縄県青少年育成県民会議が行います。渡航費用請求時の書類に不備等があった場合、沖縄県青少年育成県民会議から確認の連絡を行う場合があります。

公益社団法人 沖縄県青少年育成県民会議

〒900-0036 沖縄県那覇市西3丁目11番地1（沖縄県三重城合同庁舎4階）

TEL : 098-861-3463 FAX : 098-861-3473

e-mail : nobinobi@mco.ne.jp 担当 : 渡嘉敷 智子

8 支援の廃止について

次のいずれかに該当する場合は、支援を廃止することがあります。

- (1) 死亡したとき
- (2) 支援を受けることを辞退したとき
- (3) その他支援の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

9 支援の取消について

次のいずれかに該当した場合は、支援を取消し、給付した渡航費用の一部又は全部の返還を求めることがあります。

- (1) 申請書類等に虚偽の記載があると判明したとき
- (2) 給付した渡航費用を目的外に利用していることが判明したとき
- (3) その他対象者としてふさわしくない非違行為があったとき

10 お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお願いします。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁3階）

沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課

（沖縄子どもの未来県民会議事務局）

TEL : 098-866-2100 e-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp